

永平寺町松岡デイサービスセンターの管理に関する基本協定書(案)

永平寺町(以下「甲」という。)と、〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、永平寺町デイサービスセンター条例(平成18年条例第103号。 以下「デイセンター条例」という。)第11条の規定に基づき、永平寺町松岡デイサービスセンター(以下「センター」という。)の管理に関し、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この協定は、デイセンター条例第10条第1項の規定に基づき指定管理者に指定された乙が行うセンターの管理の業務(以下「管理業務」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(信義誠実の原則)

第2条 甲及び乙は、信義を重んじ、相互に協力して誠実に本協定を履行しなければならない。

(協定期間)

第3条 本協定の期間は、指定の期間である令和9年4月1日から令和15年3月31日までとする。

2 管理業務にかかる事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(管理物件)

第4条 管理業務の対象となる物件は、センターの施設、設備、物品等とする。

2 乙は善良なる管理者として注意をもって管理物件を管理するとともに、常に良好な状態に保たなければならない。

第2章 管理業務の実施

(管理業務の内容)

第5条 甲は次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

(1) 施設の利用許可その他の利用に関する業務

ア デイセンター条例第3条に定める業務

イ デイセンター条例第14条各号に定める収納業務

(2) 施設及び設備の維持管理業務

ア 施設保守管理業務

イ 設備機器の保守管理業務(一部業務を除く)

ウ 設備機器の運転操作及び監視業務

エ 備品管理業務

オ 清掃業務

カ 保安警備業務

キ 維持管理計画の作成

ク その他の業務

(3) その他施設の管理運営に必要な業務

ア 組織及び人員配置

イ 事業実施計画書の作成

ウ 事業報告書の作成

エ 関係機関との連絡調整事務

オ 指定期間の前に行う業務

カ 指定期間終了後の引継ぎ業務

キ 指定管理の業務

2 前項の管理業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務)

第6条 甲は、次の業務を自らの責任と負担において実施する。

(1) センターに係る行政財産の目的外使用許可

(管理の基本業務)

第7条 乙は、管理業務等を行うにあたっては、町民の平等な利用の確保を図るとともに、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)及び同法施行令、労働基準法(昭和22年法律第49号)ほか労働関係法令、デイセンター条例、永平寺町デイサービスセンター規則(令和5年規則第14号。以下「デイセンター規則」という。)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、永平寺町個人情報保護法施行条例(令和5年条例第5号)及び同施行規則、永平寺町財務規則(平成18年規則第56号)、永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続きに関する条例(平成21年条例第19号)及び同施行規則、永平寺町行政手続条例(平成18年条例第10号)及び同施行規則、永平寺町暴力団排除条例(平成23年条例第8号)、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第51号)その他関係法令等の規定並びに本協定に定める事項を遵守し、適切かつ効率的な管理をおこなわなければならない。

(使用時間及び休館日の変更)

第8条 休館日は、12月29日から翌年1月3日までとし、開館日については毎週月曜日から土曜日までとする。ただし、必要があると認められるときは、町長の承認を得て、休館日に臨時に開館し、または休館日を臨時に変更することができるものとする。

2 乙は、前項により休館日に開館する場合には、必要な職員を配置するものとする。

(事業計画及び資金計画書等)

第9条 乙は、各年度における事業計画及び資金計画書を作成し、その承認を得なければならない。

(管理業務の委託)

第10条 乙は、管理業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、管理業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることができる。

2 乙は、前項の承認を得ようとするときは、第三者に行わせる管理業務の内容及び当該第三者の名称及び所在地を記載した実施予定計画書を甲に提出しなければならない。計画を変更しようとするときも同様とする。

3 第1項の承認を受けて、乙が管理業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、当該業務に関して、乙が委託し、または請け負わせる第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用については、全て、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(文書の作成・管理・保存)

第11条 乙は、管理業務の実施状況及び収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を作成して常備し、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

2 乙は前項により作成した書類、帳簿等、または取得した文書、電磁的記録(以下「管理文書」という。)について、適正に管理・保存することとし、指定の期間が満了し、または指定の取り消しを受けた後に、甲の指示により甲に引き渡すものとする。

(秘密の保守)

第12条 乙は、管理業務に関して知りえた情報を漏らし、または管理業務以外の目的のために使用してはならない。指定の期間が満了し、または取り消された後においても同様とする。

2 乙は、管理業務に従事する者または従事していた者が、管理業務に関して知り得た情報を漏らし、または管理業務以外の目的のため使用することのないよう必要な措置を講じなければならない。

(情報公開)

第13条 乙は、永平寺町情報公開条例(平成18年条例第8号)第18条及び19条の規定を遵守し、管理業務に関して保有する情報の公開について、規程等を作成するなどして必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規程は甲と協議するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第5条の規定を遵守し、管理業務に関して保有する個人情報の保護について、規程等を作成するなどして必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規程は甲と協議するものとする。

(適正な行政手続)

第15条 乙は、管理業務に関する処分に当たっては、永平寺町行政手続条例(平成18年条例

第10号)の規定を遵守し、処分に関する手続きを適正に行わなければならない。

(環境への配慮)

第16条 乙は、管理業務を行うにあたっては、資源リサイクルの徹底、エネルギー使用量の削減管理、有害物質・廃棄物等の適切な取り扱いなど、環境への配慮に努めるものとする。

2 冷暖房温度の管理や、執務時間外の電力消灯など、エコオフィス活動に積極的に取り組むものとする。

(管理物件の修繕)

第17条 管理物件の本来の効用を維持するために必要な修繕については、甲乙協議のうえ実施するものとするが原則、管理物件のうち不動産に関する修繕は甲が、動産、付帯設備等の修繕については乙が修繕をすることとする。

2 小破修繕については指定管理者が行う。ただし、見積額が1件につき20万円以上のものについては、甲乙協議のうえ実施するものとする。

(管理物件の変更)

第18条 乙は、管理業務の効率的または効果的な実施のために管理物件の改修、改造、増築、移設その他の変更をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けた上、乙の責任と負担において実施するものとする。

2 乙が管理物件の変更を行ったときは、当該変更部分にかかる所有権は甲に帰属するものとし、乙は将来にわたってその権利を主張しないものとする。

3 管理物件の本来の効用の増加を目的とした変更については、甲の負担と責任において実施するものとする。

(物品等の取扱い)

第19条 第4条の規定により乙が管理する物品等が、経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった場合は、甲乙協議のうえ同等の機能及び価値を有するものを購入または調達するものとする。

2 乙が27条の利用料金収入により物品等を購入または調達したときは、当該物品の所有権は乙に帰属するものとし、第4条の規定により乙が管理する物品等と同様に取り扱うものとする。

(管理物件の損傷)

第20条 乙は、管理物件が損傷し、または消滅したときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

2 乙は、故意または過失により管理物件を損傷し、又は滅失させたときは、直ちに、これを現状に回復し、及びこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(第三者の損害の負担)

第21条 乙は、管理業務の実施にあたり、乙の責めに帰すべき事由により利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、甲がその損害を賠償したと

きは、甲は乙に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

- 3 甲は、乙の責めに帰することが出来ない事由により利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

(災害時等の対応)

第22条 乙は、地震、火災、水害その他の災害または事故が発生したときは、速やかに利用者の安全を確保するために必要な措置を講じるとともに、甲及び関係官公署等あらかじめ定められた連絡先に対して通報及び報告をしなければならない。

- 2 乙は、災害または事故が発生したときは、甲と協力してその原因調査にあたるものとする。

(事業報告書)

第23条 乙は、事業報告書を毎年度終了後60日以内に、甲に提出しなければならない。

- 2 前項の事業報告書に記載する事項は次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) センターの利用状況
- (3) センターの利用料金の収入の状況、免除の状況
- (4) 管理業務にかかる経費の収支状況
- (5) その他センターの管理の状況を把握するために必要な書類

(随時の報告)

第24条 甲は、管理業務の実施状況を把握するために必要と認めるときは、乙に対し随時報告を求めることができる。

第3章 管理業務の実施にかかる経費等

(指定管理料)

第25条 介護保険事業であるセンターの運営並びに施設の運営、設備の維持管理に関する必要な経費等については、管理経費にかわるものとして、当該センターの介護から生じる介護サービス費及び利用料、障害者地域生活支援事業委託料の収入をもってその支出に充当するものとするため、甲は乙に指定管理料の支払いは行わないものとする。

(利用料金及び使用料)

第26条 乙は、デイサービス条例第14条第1項で定めるセンターの利用料金を収受しこれを乙の収入とする。

- 2 乙は、利用料金による収入を、管理業務を適正に実施するために必要と認められる経費に充てるものとする。

(リスク分担)

第27条 管理業務にあたり想定されるリスクの分担については、別紙のとおりとする。

- 2 前項に定める事項で疑義がある場合または前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議により、リスク分担を決定するものとする。

第4章 指定の取消し等

(管理業務の継続が困難となった場合の措置等)

第28条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

(1) 管理業務の継続が困難となったときまたはそのおそれが生じたとき。

(2) デイサービス条例に定められた資格要件を満たさなくなったとき。

2 乙の責めに帰すべき事由により、管理業務の継続が困難となった場合またはそのおそれが生じた場合は、甲は、乙に対してその指示を行い、期間を定めて、改善計画書の提出及びその実施を求めることが出来る。

3 不可抗力その他甲乙双方の責めに帰することができない事由により管理業務の継続が困難となった場合は、甲と乙は、管理業務の継続の可否について協議するものとする。

(指定の取消し及び業務の停止)

第29条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当し、乙による管理を継続することが適当でないと認めるときは、法第244条の2第11項の規定及びデイセンター条例第12条第2項の規定に基づき、その指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部もしくは一部の停止を命じるものとする。

(1) 法令、条例、規則等の規定に違反したことが明白なとき。

(2) 指定管理者の指定手続きまたは管理業務の実施にあたり、不正の行為を行ったとき。

(3) デイサービス条例に定められた資格要件をみたさなくなったとき。

(4) 財務の状況、経営の著しい悪化等により、今後の業務が適正におこなわれないことが明白なとき。

(5) 著しく社会的信用を損なったとき、その他指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(6) その他管理業務の遂行が困難と認められるとき。

2 前項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合において、乙の損害または損失が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

第5章 その他

(施設内における物品の販売)

第30条 乙は、センターにおいて利用者に対し物品(消耗品、食料等)の販売をする場合、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 仕入れ価格、販売価格については乙の責任と負担において実施するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第31条 乙は、この協定によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、もしくは継承さ

せ、またはその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(損害賠償)

第32条 乙は、管理業務の執行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は29条により指定を取り消され、または管理業務の全部または一部の停止を命ぜられた場合において、甲に損害が発生したときは、その損害を賠償しなければならない。

(協定の変更)

第33条 管理運営に関し、特別の事情が生じたときは、甲乙協議により本協定を変更することができる。

(管轄裁判所)

第34条 本協定に関する紛争については、甲事務所の所在地を管轄する福井地方裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(疑義についての協議)

第35条 本協定に定める事項の解釈について疑義が生じたときまたは本協定に定めのない事項で必要があると認めるときは、甲乙協議により定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和9年 月 日

甲

乙

第27条関係 別紙 永平寺町と指定管理者との責任分担の基本方針

項 目	指定管理者	永平寺町	備 考
センターの運営管理(苦情対応、広報等を含む)	○		
施設、設備、備品等の維持管理	○		
施設、設備の利用許可	○		
利用料金の収入、利用料金の減免承認	○		
行政財産の目的外使用許可		○	
施設、設備の修繕(事故・災害によるもの) // (施設管理上の瑕疵によるもの)	協議事項 ○	協議事項	
施設利用者等への損害賠償(下記以外) // (施設管理上の瑕疵によるもの)	協議事項 ○	協議事項	
施設の火災保険加入		○	
災害時の対応(連絡体制確保等、応急措置) // (指揮、指示等、復旧措置)	○	○	
物価等の変動	○		光熱水費等

※協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第1次責任は指定管理者が有するものとする。